

平成 28 年 2 月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

## 2月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

|        |                                  |   |
|--------|----------------------------------|---|
| 議案第10号 | 八戸市通学区域審議会委員の委嘱について              | 1 |
| 議案第11号 | 八戸市通学区域審議会特別委員の委嘱について            | 3 |
| 議案第12号 | 八戸市南郷スクールバス運営規則の一部を改正する規則の制定について | 5 |
| 議案第13号 | 八戸市通学区域審議会に対する諮問について             | 9 |

議案第10号

八戸市通学区域審議会委員の委嘱について  
八戸市通学区域審議会委員に別紙の者を委嘱する。

平成28年 2月16日 提出

八戸市教育委員会

委員長 大庭文武

理 由

八戸市通学区域審議会規則第3条第2項第1号に定める者のうち1名を平成27年5月15日に解任したため、後任の委員を委嘱するものである。

八戸市通学区域審議会委員

| 氏 名   | 所属等          |
|---|--------------|
| 八戸市通学区域審議会規則第3条第2項第1号に該当する委員（小中学校の父母と教師の会代表者） |              |
| い だ か ず お<br>飯田 和雄                            | 八戸市連合父母と教師の会 |

任期は、委嘱の日から平成28年10月13日までとする。

（前任者の残任期間とする。）

議案第11号

八戸市通学区域審議会特別委員の委嘱について  
八戸市通学区域審議会の特別委員に別紙の者を委嘱する。

平成28年2月16日 提出

八戸市教育委員会

委員長 大庭文武

理 由

田代小学校及び田代中学校が閉校することに伴い、島守小学校及び島守中学校の通学区域の一部変更について調査審議するための委員を委嘱するものである。

八戸市通学区域審議会特別委員

| 氏 名                                      | 所属等           |
|--|---------------|
| 八戸市通学区域審議会規則第4条第2項に該当する委員（当該地域の知識経験のある者） |               |
| <small>せきはた おきむ</small><br>堰端 治          | 島守地区自治会連合会    |
| <small>しみずがしら かずひろ</small><br>清水頭 一宏     | 島守小学校父母と教師の会  |
| <small>やまぐち ひとし</small><br>山口 仁          | 島守中学校父母と教師の会  |
| <small>えきしか てるお</small><br>江刺家 照夫        | 田代小中学校父母と教師の会 |

順不同

任期は、委嘱の日から田代小学校及び田代中学校が閉校することに伴う島守小学校及び島守中学校の通学区域の一部変更にかかる調査審議が終了するまでとする。

議案第12号

八戸市南郷スクールバス運営規則の一部を改正する規則の制定について  
八戸市南郷スクールバス運営規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成28年2月16日 提出

八戸市教育委員会

委員長 大庭文武

理 由

南郷小学校の開校に伴い、スクールバスを使用することができる地区に中野地区及び鳩田地区を追加するためのものである。

## 八戸市南郷スクールバス運営規則の一部を改正する規則

八戸市南郷スクールバス運営規則（平成17年八戸市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「及び増田地区」を「、増田地区、中野地区及び鳩田地区」に改める。

### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。



○八戸市南郷スクールバス運営規則の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(使用の許可)</p> <p>第4条 スクールバスは、古里地区、頃巻沢地区、不習地区、<u>増田地区、中野地区及び鳩田地区</u>の児童及び生徒の通学のため使用することを原則とする。ただし、教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童及び生徒の通学に支障のない場合に限り、スクールバスの使用を許可することができる。</p> | <p>(使用の許可)</p> <p>第4条 スクールバスは、古里地区、頃巻沢地区、不習地区<u>及び増田地区</u>の児童及び生徒の通学のため使用することを原則とする。ただし、教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童及び生徒の通学に支障のない場合に限り、スクールバスの使用を許可することができる。</p> |



議案第13号

八戸市通学区域審議会に対する諮問について  
八戸市通学区域審議会に次の事項を諮問する。

平成28年2月16日 提出

八戸市教育委員会

委員長 大庭文武

諮問事項

田代小学校及び田代中学校の閉校に伴う島守小学校及び島守中学校の通学区域の一部変更  
について

理由

田代小学校及び田代中学校が閉校することに伴い、島守小学校及び島守中学校の通学区域  
の一部を変更するためのものである。

(諮問内容)

田代小学校及び田代中学校の閉校に伴う島守小学校及び島守中学校の通学区域の一部変更について

1 島守小学校及び島守中学校の通学区域を次のとおり変更する。

| 学校名            | 通学区域（町内名） |   |
|----------------|-----------|---|
| 島守小学校<br>島守中学校 | 変更前       | 巻、沢代、石橋、沢田、旦平、十文字、築畑、日ノ戸瀬、砂籠、坂本、馬場、長瀬、江花沢、上門前、下門前、高山、上荒谷、下荒谷、不習、相畑、下頃巻沢、上頃巻沢  |
|                | 変更後       | 巻、沢代、石橋、沢田、旦平、十文字、築畑、日ノ戸瀬、砂籠、坂本、馬場、長瀬、江花沢、上門前、下門前、高山、上荒谷、下荒谷、不習、相畑、下頃巻沢、上頃巻沢、 <u>上番屋</u> 、 <u>下番屋</u> 、 <u>相野</u> 、 <u>古里</u> |

2 平成29年4月1日から実施する。